

令和5年 第7回総務経済常任委員会会議録

令和5年 5月15日 議員控室

○事 件

所管課報告事項

- (1) 熊石地域きくらげ栽培試験の実施について（産業課）
- (2) 鉛川レクリエーションセンター（温泉施設）の譲渡及び町の改修工事に伴う補償について（商工観光労政課）

協議事項

- (1) 鉄道・運輸機構との勉強会について
- (2) 常任委員会の視察調査について

○出席委員（8名）

委員長	安 藤 辰 行 君	副委員長	牧 野 仁 君
	横 田 喜世志 君		大久保 建 一 君
	関 口 正 博 君		宮 本 雅 晴 君
	倉 地 清 子 君		三 澤 公 雄 君

○欠席委員（0名）

○出席委員外議員（5名）

議長	千 葉 隆 君	副議長	黒 島 竹 満 君
	赤 井 睦 美 君		佐 藤 智 子 君
	斎 藤 實 君		

○出席説明員（7名）

産業課長	吉 田 一 久 君	農林係主事	川 道 裕 次 君
総務課長	竹 内 友 身 君	財務課長	川 崎 芳 則 君
商工観光労政課長	井 口 貴 光 君	商工観光労政課長補佐	南 川 隆 雄 君
労政係長	渡 辺 直 樹 君		

○出席事務局職員

事務局長	三 澤 聡 君	事務局次長	成 田 真 介 君
------	---------	-------	-----------

[開会 午前11時10分]

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（安藤辰行君） それでは、これより総務経済常任委員会を開催します。

委員長挨拶は割愛させていただいて、早速ですけれども、報告事項に入りたいと思います。

◎ 所管課報告事項

【産業課職員入室】

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） それでは、産業課のほうから熊石地域きくらげ栽培試験の実施についてということで、ご報告させていただきます。

このきくらげ栽培の試験につきましては、すでに口頭ですすね、こういったことも検討していますということで、お話をさせていただいたところでございますが、いろいろと検討を重ねながら、この栽培試験、実証試験の実施について、やりたいということで報告させていただくものでございます。

この試験の目的につきましては、やはり熊石地域での新しい産業の振興を、また地域の活性化を目指すということを目的としまして、現在、ご存知の方もいると思いますが、全国では●●、日本きくらげという、この品種のきくらげの栽培が広がってきておりまして、どなたでも参入しやすい栽培品種であるということと、あと健康志向の高まりから、●●を健康の促進にもあたるということで、この需要動向も高まって●●日本きくらげの栽培試験を熊石地域で実施していきたいということで進めたいと考えてございます。

資料の2ページ目のほうには、日本きくらげという●●といったものだということを簡単に記載してございますが、一般的なきくらげのサイズは5cm程度のものなんですけど、この日本きくらげという●●品種は、7cm以上、また厚さも3mm以上に成長するものでございまして、ビタミンD、ビタミンB群、鉄分、亜鉛、カルシウム、それらたくさんの要素が含まれておりまして、疲労回復や老化防止、また食物繊維なども豊富で、腸内環境を整える作用も期待できるような食品でございます。

ただ●● きくらげは、ほとんどが中国からの輸入でありまして、国内の消費のほぼ95%以上が国外からの輸入に頼っているところでございます。そういった状況の中で、この栽培試験を行いたいということでこの試験の規模でございますけれども、このきくらげの栽培にあたりましては栽培のコンテナといいますかパッケージを一気に整備いたしまして、こちらのほうに日本きくらげの菌床を入れまして、ほぼオートメーションといいますか、温度、湿度、二酸化炭素の管理等につきましては機械的に行うようなシステムを導入して行うものでございます。栽培試験の場所につきましては熊石第二中学校の校舎前、空いてる敷地がございまして、そちらのほうに整備して行いたいと考えてございまして、今後こういった

栽培コンテナの整備、あるいはいろいろな環境の整備につきまして、今年の10月頃からも実際に栽培試験に取り組んでいきたいと考えているものでございます。

一応、試験の期間につきましては、当面3ヶ年ということで予定してございます。実際にこの栽培試験の実施にあたりましては、熊石地域の方々に、熊石きくらげ栽培研究会を、組織を立ち上げながら、こちらの方で試験の方を運営していただくというようなことを考えてございます。

一応、令和5年度のスケジュール的なものはこちらのほうに記載のとおりでございますけれども、おおよそ、この試験にあたりましては、このコンテナ1棟で年間、きくらげ3tの栽培を目指すものでございます。日本きくらげ、いろいろとホームページ検索していただくと、インターネットでもわかると思うんですけど、大体、生用のきくらげでグラム5円、乾燥きくらげでグラム50円ほどで取引されている状況でございます。実際に栽培試験の中でこういった目標値を達成できるのか、また出来上がったものについては、いろいろ販路の確保等を含めながら、こういった価格を維持確保できるのか、そういったことをテーマにしながら試験を行い、最終的には栽培モデルとして●●にまで繋げていきたいと考えているところでございます。

実際に栽培試験にかかる費用でございますが、初年度は栽培コンテナですとか、そういったシステムの導入ですとか、あるいは生産品の保管する冷蔵庫ですとか、あるいは乾燥機等の機器の導入、いろいろなものも含めまして、あと実際に栽培にかかる運営費といたしましてですとか、そういったその他、諸々入れますと、おおよそ全体で3,200万円ほどかかるのかな、とそのような状況でございます。これにつきましては、この後6月の定例会の中で補正をさせていただきながら、この試験のほう実施していきたいというふうに考えてございますのでよろしくお願ひいたします。以上、簡単ではございますが説明とさせていただきます。

○委員長（安藤辰行君） はい、ありがとうございます。説明していただきましたけども何か質問ございませんか。

○委員（三澤公雄君） 委員長、三澤。

○委員長（安藤辰行君） はい、三澤さん

○委員（三澤公雄君） 生産物の販路も研究する、自分たちで開拓していくということですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長

○委員長（安藤辰行君） はい、産業課長

○産業課長（吉田一久君） 実際に、日本きくらげの生産者は日本国内で22ヶ所ございます。道内では余市町で実施されているのが1箇所あります。ほとんどが売り先といたしましては、大手スーパーですとか、あるいはデパートですとか、そういったところに卸されているようなんですが、やはり仲買人等を通すといった、先程言ったような値段が確保できないということもございます。またいろいろと道内での取引が主になりながら、そういった値段取れるところを自分たちで見つけていかなければ、やはりどこかに卸すと大体キロ1円だとか2円だとか、そういうような値段になってしまうようなので、それでは採算が合わないということで、実際ほとんどが個販といいますか、そういった取引が実態のようでございます。それである程度の収入を確保しているという現状もございますので、今回その組織の中

では、そういった販路の確保も含めながら試験を進めて行きたいというふうに考えてございます。

○委員長（安藤辰行君） はい、ありがとうございます。

○委員（三澤公雄君） はい

○委員長（安藤辰行君） はい、三澤さん

○委員（三澤公雄君） 設備、いろんなノウハウも含めて日本きくらげっていう会社。どこか指導してくれるところがあるんですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） こちらの組織、こちらにつきましては日本きくらげさんという会社もございますし、関係する企業さんの方から、このシステムの導入から、また実際には栽培に係る指導等も受ける予定でございます。しかしながら常に受けられるものでもございませんので、今回の試験の実施の前には、先程、全国 22 ヶ所あるうちの中核拠点となっております、富士河口湖町の方にある富士山ファームというところが大規模にやっておりますので、そちらの方に実際に栽培の実技の研修も、そちらで受けながら進めて行きたい、そのように考えているところでございます。

○委員長（安藤辰行君） はい、よろしいですか。他に。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） はい、大久保さん。

○委員（大久保健一君） これ資料もらった段階で、私もそのホームページ見させていただいたんですけど、生産のコンテナの栽培方法だとかノウハウとか確立されてて、やってる地域とかもフランチャイズに近い状態でやってると。それを行政であえてお金を出して取り組む意味合いはなんなんですか。もう確立されてるものだと思うんですよ。トラウトサーモンとかと、ちょっと、ものは違うかなと。やりたい企業が手を挙げてやるものなのではないかと思ったんですけど。行政があえてそれをお金出して取り組む意味合いってなんなの。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） はい、産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 先程も前段に申しましたとおり、熊石での新しい産業を育てていきたいというのが柱、まずひとつの柱でございます。大久保委員おっしゃるとおり、既にこの日本きくらげを栽培する場所は全国に 22 ヶ所、フランチャイズ化的に展開されている状況でございます。しかしながら道内は余市町の 1 ヶ所のみでございます、実際に北海道の地でこのような栽培に繋がるのか、一番の問題は経費、電気代が一番かかるような状況でございますので、やはりそういったものをきちんと検証する必要があるんだろうなというのがまず 1 点ございますし、あと先程申しましたとおり、販路については、やはり独自にいろいろと開拓していかなければならないというのが主になってくるかと思えます。

あとこの設備につきましてはコンテナ 1 棟 1,700 万ぐらいかかります。そういったことからすると、なかなかすぐ個人なり企業がすぐ取り組むというのは、なかなかこういった部分では難しいものがあるのかと感じてございます。しかしながら、いろいろな部分で、サーモンもそうなんですけど、熊石地域、どんどん人口が減少していく中で、どのようにして活

性化していくか、どのようにして産業を起こし、またそこに住んでいただく方を作るのか、そういったことを目的で、こちらにつきましては町として取り組んでいきたいということをご提案させていただいたものでございますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長（安藤辰行君） はい、大久保さん

○委員（大久保健一君） サーモンにしても木蓮にしても、これ終着点はどういうふうを考えてるんですか。これは町で試験栽培して成功したら、また第3セクターを作るのか、それともどこかやりたいという企業に、全くただで譲渡してしまうのかどういうふうを考えて、これをやろうとしてるんですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） はい、産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 将来のことですので、今ここで確実なこととして述べるのもあれなんですけど、実際に携わる研究会のメンバーともいろいろと話をさせていただいてますが、やはり実証して、いろいろな採算性を確保できるということであれば、この熊石の地にきくらげ栽培の生産機等を設けたいと考えてございます。実際にそれは各個人でできるのかということ、先程言った1棟1000何百万にもかかりますので、どういなかたちになるかはわからないですけども、会社経営になるのかどうなのか、そういったことも含めて考えていきたいと考えてございます。こういったかたちで産業として育つものであれば、町としてもいろいろなことの支援ということも考えていながら、地域に新しい産業ということで根付かせることを最終目標としまして、考えていきたいと考えてございます。

今の段階でこういうスタイルになるということをはっきりと申し上げられないのがもどかしいところではございますが、現在この研究会に参加する方々につきましては、農家の方であったり現在、会社員の方であったりしますけれど、将来こういったもので、熊石で住んで、これで商売して食べていけるというようなことを目指すことを第一に考えて集まった方ですので、こういった方々と試験を通じながら、最終的により良いスタイルに持っていければなと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

○委員長（安藤辰行君） はい、大久保さん。

○委員（大久保健一君） 熊石きくらげ栽培研究会、ここが将来的にきくらげとかで生活していく糧ということを考えるのであれば、この人たちが主体的になって会社を立ち上げて、それに対して町が補助をするという考え方はだめなんですか。町があくまで主体となって栽培していくというのは、ちょっと違う気がするんですけど。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） はい、産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 今回の試験にあたってはですね、試験期間につきましては設備の準備ですとか、あるいは試験にかかる費用につきましては、設備は町で設営しますが、実際に栽培にかかる運営費的なものは研究会の方に補助して行ってもらおうと考えてございます。これを然るべき期間、実証しまして、最終的に独り立ちするときには、先程、大久保委員さんおっしゃるとおり、この研究会がそのまま栽培組織としてなることも想定されますし、実際、設備投資のことを考えると、そういったことも検討していったほうがいいの

かなという声も研究会の会員の中からも出ておりますので、ただ、どこに落ち着くか、今のところ、はっきりまだわからないんですけども、多分そういった、大久保委員おっしゃるようなスタイルに向かえればいいのかなというふうに考えております。

○委員長（安藤辰行君） よろしいですか。ほかに。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） はい倉地さん。

○委員（倉地清子君） 実施者の熊石きくらげ研究会、仮の方。もうすでにいらっしゃるといことなんでもんね。人数的に結構いらっしゃるんですか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） まだ正式な組織の結成にまで至ってないんですけども、現在、熊石地域で6名の方が、きくらげ栽培に興味を示しておりまして、また実際にこれで起業したいと志を持った方しております。それに八雲町の関わりとしまして、その研究会に組織しまして、6個人と八雲町でこの研究会を立ち上げたいと、そのように考えております。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） すいません、知識不足で変な質問になっちゃうかもしれないんですけど、この6名の方はあくまでも研究というかたちで人件費はないんですもんね。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 実際のところ栽培にかかる費用の中で、補助する費用の中では菌床の搬入時期ですとか、あるいは収穫する時ですとか、多少なりとも人がかかることも想定されますので、若干の人件費も補助しようという考えでございますけれども、実際に組織で運営されますので、生產品の売払い、どの程度できるのか、その生產品の売払い等をもってですね、実際に携わる方々の手当てといえますか、配当にしていきたいなということ考えておりまして、この研究会の方が日々管理にあたったものに対して賃金等を用意するところは、今のところ考えていない状況でございます。

これ、サーモンの養殖も実際、同じ方式をとりました。サーモンも実際、試験で生產品を渡して生產品の売払いで自分たちの収入に充てるというふうなかたちにしておりますので、そういった方式をこの研究会のほうでも、現在のところ、そういうふうなことで進めたいと協議は進んでいるところでございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（安藤辰行君） よろしいですか。他ほかに。

○委員（関口正博君） 委員長。

○委員長（安藤辰行君） 関口君。

○委員（関口正博君） 自分はきくらげというと中華飯とあんかけやきそばでしか見たことない。健康食品でこれから需要が見込まれるってことで思い出すのがダルスですよ。結局のところは、あれも栽培方法かいろいろあって町長もあきらめたっていうような言葉を言ってきましたよね。公費を入れるからには絶対失敗するわけにいかないんですよ。この大前提がどうしても最近揺らいでるような気が僕はするんですよ。サーモンもまだ結果が出ていない。当然これから紆余曲折があつて、サーモンは熊石の、地域として絶対成功させなければ

ばならない事業ですよ。プラス、予算委員会でも求めさせてもらいましたアワビ。これも熊石の財産としてしっかり熊石の町民の皆様方が関わって、何とか産業として続けていただきたい。

そういう有志が集まるっていうのはわかるんですが、公費を入れるからには失敗するわけにはいかないという大前提が、どうにも行政も町民も含めて、ちょっとあまりにも軽いような気がします。僕はこれ、申し訳ない、確かに熊石の産業というのは非常に重要な部分だと思っておりますが、成功すると思えない。あまりにも簡単すぎる。応援してあげたい、若い人たちがやりたいってことは、もちろん応援してあげたいし、俺がお金いっぱいあるのであれば出してあげたい。でもそんなことできない。責任がなさすぎますよ。もっとしっかりとした市場調査なり。商品化の商品なんかも出てましたけども、実際にどのぐらいの、これでいくと3tの生産量が見込めてグラム5円、そのままの状態であると。だいたい150万ぐらい。全部で1,500万、ものすごい長い時間をかけて設備投資したものを改修していくとなるんですが、それらの数字も見なきゃならないし、安直にグラム5円ですよ。乾燥したの50円ですよ。乾燥にするためにはこれだけの人材が必要です。これだけの設備が必要です。そういう、これからかかる諸々の経費というものも当然出していただきたいです。

だとすれば6月の定例で補正出してなんていうものではない。これは一つの事業ですよ。失敗するわけにはいかない事業っていうのを、もう1回改めて考えていただきたい。これは僕は、この段階で、はいそうですかと、申し訳ないけど言えないです。そんな金額じゃないよというのかもしれないけど、失敗するわけにはいかないというのを考えれば、これはもっとしっかりとした市場調査と、それと熊石の方々の熱意と。町長ばかりがやりたいやりたいと、そんなものはね認める訳にはいかない。申し訳ないですけど。

○委員長（安藤辰行君） 他にありませんか

○委員外議員（黒島竹満君） ちょっといいですか。

○委員長（安藤辰行君） はい、黒島さん

○委員外議員（黒島竹満君） 今、話聞いてたんですけども、どうせ研究っていうかたちの中でですね、こういう事業をやるというのであれば、もっと将来的なことを考えて、3,000なんぼもかけて年間150万。売り上げが150万あるかないかの収入しかない。そしたらこの後、産業として、今後、そのグループの人たちが産業として本当にやっていけるのか。もっとこの辺は、関口君が言うようにね、もっと真剣にその辺、産業として考えて、将来、熊石の人たちのこと考えて、金かけるのであれば、もっと研究していいものを出してやらないと。これだったらほんとに金かけて終わっちゃうんじゃないかと思う。その辺どうなってるのか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長

○委員長（安藤辰行君） はい、産業課長

○産業課長（吉田一久君） 一応、1t当たりの3tの売り上げでグラム5円。全部5円で売れるわけではないですけど、5円で売れると1,500万なんです。これまで先程のフランチャイズではないんですけど、一応、栽培のシミュレーション的なものがありまして、半分程度4円で、残り、端物ですとかが1円程度というようなかたちで積算しますと、およそ780万程度の売り上げが見込めるのではないかと。実際その数字につきましても、今の富士山フ

ファームのほうでは実際できると。ただし、それぞれ各地各地、先程言いました、どこか仲買人、大手が買い占めて販売しているというようなスタイルではなくて、それぞれ販売先も見つけながら実施してるといような状況でございますので、先程の関口委員さんがおっしゃることも、もちろんですし、黒島議員さんおっしゃることももちろんだということで重々承知してございます。確かに道内で、どの程度の販売が見込めるのか、確におっしゃるとおり、まだ少し足りないものもございますので。しかしながら一応ご意見の方につきましては重く受け止めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○委員外議員（黒島竹満君）

○委員長（安藤辰行君） はい、黒島さん。

○委員議員（黒島竹満君） だからね、もっとやっぱり将来のこと考えてさ、本当にこれでもいいのかどうなのかというのは、今の組織、6人いるっていう組織の人たちと、本当に将来的なことまで考えて、研究とかたちの中で本当にそれで理解してやっていくのかどうなのかも、その辺はきちんと話し合いしてるの。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） はい、産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 先日もこの方々と話し合いさせていただいたんですけど、将来的にはこの方々がきくらげ栽培に取り組むんだというような意思を持っている方々でございます。最終的にどういった経営スタイルになるかは、今のところはっきりとはあれなんですけど、この研究会の中では栽培試験を通じながら一つの経営モデルを作り上げるということを目指すということ、そのためには、やはり今の目標とするところの生産量ですとか、あるいは販路の開拓ですとか、そういったことを試験の中で行いながら、そういったモデルを作るということで、全員の中で確認取れていることでございますので、ご理解願いたいと思っております。

○委員外議員（黒島竹満君） 結局、補助金あったり、町がやるから簡単に考えてると思うんですけど、今後、自分たちがやってくといたら、1基に対してこれだけの金を投資していかなければならない。その辺までも考えてちゃんとやってるならいいけども、本当に関口君の言うようにもうちょっと、やっぱりその部分については、しっかり行政が絡むのであれば、もっと真剣に考えてやってやった方がいいと思うんです、ということで。

○委員長（安藤辰行君） はい、他に何か。はい、議長。

○議長（千葉 隆君） 最初、大久保委員さんの方でフランチャイズ方式でやってますよ、と。でフランチャイズ方式も、ある程度22ヶ所で課長のほうから言われて、北海道で1ヶ所やってますよと。それが確立してると。確立してるんだけど、ある程度、副議長さんや関口さんのほうからは事業計画の金額の部分がよく見えないと。3tの部分だとか、金額も5円で売れるのか4円で売れるのか1円なのか、その辺、モデル的な部分のフランチャイズは、こういうふうな仕組みと金額でやってますよと。ただしそれがうまくいかないかいかは地域によって、個々の販路の状況によって4円になるのか1円になるのかという差額が出て来るといようなことが、今話されたといような気がするんで、その辺をある程度、見える化しないと納得できないよといようなのが大方の意見といような疑問視されてる部分であるので。

その穴を埋めるために結局、研究会で試験という穴埋める作業をこの期間やりたいということで町も入って、販路を高いところに持って行くという説明だと思う。

その辺ある程度、資料として持っているのであれば、そういうことを出したほうが、皆さん今の現状、理解できると思った。それでフランチャイズでやっても、今ここからやるんだったら無理でしょうとかいうのもわからないから、しっかり出してほしいとか、出してほしくないとか言われてると思うんで、その辺ある程度、埋めてかないとこのまま逃げ切って委員会終わっていいのかっていう部分もあるから。

その辺、事前に出す方向っていうことを、今後いいのかどうか委員会で議論したほうがいいのか、それかこのままいくのか。委員の方でちょっと事前に、その辺だけ見えないから見せてほしいと。曖昧というか、しっかりしたもの、副議長が言うように。しっかりとした計画出してないんでないかっていう疑問もあるから。その辺出せるのであれば、まず出せるか出せないかまず聞いて、出せるのであれば、それを見るか見ないのかを委員長の方で調整したほうがいいのかなと思うんですけども。いいか悪いかは別にして。

○委員長（安藤辰行君） 今、産業課長からも、この資料ね。栽培試験の実施について役所が話を通すのに作ったような資料であって、実際に栽培研究会の6名の方の、実際にやる時点でね、この人たちの事業計画というのがないものですから、皆さんが不安がっているというのも確かなんです。それを出してもらおうというのが前提であり、次回にそういうものを出してもらおうということで進めていくのがいいのかな、と思うんですが、どんなものでしょう。

○産業課長（吉田一久君） 産業課長

○委員長（安藤辰行君） はい、産業課長

○産業課長（吉田一久君） 今、議長さんがおっしゃいましたし、委員長さんもおっしゃいましたけど、実際の栽培シミュレーションの数値、関連する企業さんからいただいているものもありますので、公に出していいのかということも含めながら、あと実際に栽培研究会が費用をもって、このようなかたちで進めていくというようなものも見えるように、後日、次回に資料のほう提供できるように準備したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

（何か言う声あり）

○委員（関口正博君） この機を逃しちゃうと、このスケジュールでいくと7月～9月までで視察研修、道外。これは当然、大元の道外で勉強してくるということなんです。プレハブでやるということであれば、時期というのはずれようが関係ないですよ。天候がどうだとかこうだとか全然関係ないですよ。なんとかた6月でなければという話では

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長

○委員長（安藤辰行君） はい、産業課長

○産業課長（吉田一久君） 技術的には多分可能だとは思いますが、これ発注して、そのまま置くわけにもいかないんで、やはりコンテナを収めるために若干のブロックですとか、そういった基礎的なものの準備、そのコンテナを置いた後に、当然、水を使いますので水道設備ですとか排水の設備、あともちろん電気を引っ張るような工事も進めなければなりません。冬場にそれらを行うのは不可能ではないんですけど、できればあまり冬場には行わずに雪が降る前に、こういった設備は段取りして冬を迎えられればなというのがスケジュール的にはそれが理想なんですけども、いずれにせよ、いろいろ話がございま

すので、技術的には冬の施工であっても、それは不可能ではないと思いますけれども、雪降る前にできればいいなと思ってます。

ただ、注文してから到着までには、ある程度の期間がかかりますので2ヶ月3ヶ月はかかると思いますので、そういったこともございますのでタイミング的には6月であれば今の10月、これがちょっと遅ければ、その分、後ろにずれるというかたちになるのかなと思います。

○委員長（安藤辰行君） 6月に事業計画とか次の会議に出してもらおう。時間的に間に合わないかな。

○産業課長（吉田一久君） 産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 先程言いましたようにコンテナだとかの設置は冬場であっても技術的には問題ないのかなと思ってますけど、できれば雪降る前に、それは理想のかたちなので、いろいろと準備、議論の過程の中で、そういったことも必要であれば延びるのは致し方ないのかなと思っています。

○委員長（安藤辰行君） この菌床の搬入ってあるけど、これは10月から12月、この時期でないとだめなんですよ。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長

○委員長（安藤辰行君） はい、産業課長

○産業課長（吉田一久君） 時期的なものはそういったものはないと思います。一応、菌床につきましては、これ2,000菌床と書いてありますが、1回に入る菌床が1,000菌床になりまして、これ年3回から4回、菌床は入れ替えなければならないというような仕組みでございますので、菌床の搬入時期については多分制約はないものと思います。

○委員長（安藤辰行君） とりあえず、6月に事業計画とか、そういうものを出していただいて会議の場を持つということによろしいですか。

○委員（関口正博君） ちょっとすいません。

○委員長（安藤辰行君） はい、関口さん。

○委員（関口正博君） 今、そういうこと言いましたけど、産業課もいろいろ仕事抱えてね、6月までにいろんな資料かき集めて提案する。これ大変な負担だと思うんです。あくまでもね、認めること前提じゃないですよ、資料が出てきた時点で、この事業の可否を判断することにしかならないので、今年度の事業というのは正直言ってなかなか難しいんだろうなというふうに思います。

それに対して町長はどういうあれなのか、産業課の課長もかわいそうだけど、必要であれば議会としてもしっかりとした対応をしてあげなきゃならない。町長の特定政策だと思うんです。特定政策のありかたそのものの議論というのも再度改めて。課ばかりが責められて、議会は好き勝手なこと言うだけけど。申し訳ないよね。このきくらげ研究会の方だって相当やる気になって、どういう言葉をかけられてやる気になってという状態なのかわからないけど、そこら辺のケアだって当然しなきゃならないし、それを全て課が背負うんじゃないで、議会も一緒に責任を取るつもりで、町長ともしっかりお話する機会もありつつ、この事業の可否を決めさせていただくということで、皆さんどうでしょうかね

○委員長（安藤辰行君） 議会としては6月に報告を受けるというだけなので。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 資料が、まず先のことは別にして、要はある程度求めているものが、産業課の方でどの時期にできるのか、そんなに時間かかからないよっていったら5月の末にやってもいいだろうし。それでまた不十分なもの出て来るかもしれないし。だから、あるもので資料出せるのであれば早く出してもらって議論して行って、また足りないもの出てくるかもしれない、というか皆さんが納得できるものが。その辺、今言われたポイントあると思うんだ。それを整理できるのにどのぐらいかかるのか。

○産業課長（吉田一久君） 委員長、産業課長。

○委員長（安藤辰行君） 産業課長。

○産業課長（吉田一久君） 先程のお話からしますと、コンテナ1棟当たりの栽培のシミュレーションですよ、一応こういった目標が立てられますよというシミュレーションの数字だと思います。先程、議長さん申されましたように、このシミュレーションをこの研究会が最終的に本当にこうなるのかと補足して確認するというかたちになると思いますので、シミュレーションの数字は現状いただいているものはあるんです。ただ外に出せるかは確認が必要なものでして、これにシミュレーション、併せて、今回、町の方で措置しようとする試験栽培にかかる費用の内訳、それらのものにつきましては、そんなに時間かからずに用意できるのかなと思っております。あと、年間の栽培スケジュール的なものも、その際に合わせて出せば、こんなかたちの●●かなというイメージが付くのかなと思います。

○議長（千葉 隆君） もう一つ。

○委員長（安藤辰行君） はい

○議長（千葉 隆君） もう一つ皆さん心配してるのは、最終的に将来の終着点が見えるとか見えないとか言ってたので、やっぱり研究会の人たちが主体となって会社を起こして、研究が終わった段階でね。あるいは研究期間内で、どちらかで自分たちで株式会社なのか有限会社なのか合同会社なのかかわかんないけど、設立の準備も含めてやりますよっていうものがない中で、地域おこしというか、地場産業の育成にならないと思うので、その辺の確認だけはしっかりとってもらわないと、シミュレーションよりも、そっちかなと思うので。きっとその辺も恐らくやってると思うんだよね。その辺も一緒に出してもらえれば、みんな安心すると思うんだ。なんかこのままでいけば、町がずっとやって町が最終的に町の直営みたいな感じでやるっていうイメージがある人もいるかもわかんないので、あくまでも自分たちで最終的にやるよと。

ただ研究の時だけ力貸してほしいっていうような部分なのか、それともいつまでたっても一定程度、力貸してほしいという団体になるのか、その辺を整理してほしいな。それがないときっとみんな不安だと思う。もうこれ以上、産業課の皆さんもずっと2年も3年も関わりたくないんじゃないかなという心配を皆さんしてると思うんで。その辺の確認も併せて出してほしい。

○委員（関口正博君） このままだと課長がきくらげ取ってる姿ばかりが目につく。

○議長（千葉 隆君） その辺も、要は株式会社なのか有限会社なのか設立の準備してまずよと、一定期間の中で定款を作って、資本金いくらぐらい見たいな感じもあるのであれば。

○委員外議員（黒島竹満君） それとね、産業として最終的に成り立つのかどうなのかという部分が一番大事なところだと思うんだよ。

（何か言う声あり）

○委員（三澤公雄君） 5月30日の午後ですね。

○委員長（安藤辰行君） はい大久保さん。

○委員（大久保健一君） 今回これを6月の補正でやりたいっていうんですよね。前回、つい2ヶ月前に予算委員会の中で、委員長の報告で出たのって聞いてます。事業実施に当たっては実施計画に基づき事業の経過を検証しつつ、その時々的情勢を見極め、丁寧かつ慎重に進めることが重要であることを認識され、取り組むことってということで委員長意見付いてますよね。これまったく新規の事業ですよね。新規の事業で慎重に審査して計画立ててるのであれば、当初予算出るはずですよね。なんで臨時の補正予算なんですか。

だからその辺も規則的に、ぱっと思いついて、町長は商売人だから急いで急いでって、事業はスピードだって多分言うと思うんですよ。だけど規則的にいったら本来、当初予算ですよね。そこら辺についても本当に検証されてるのかなって疑問に思っちゃうんですよね。そこら辺の、ルールはルールとして、今後も新規事業まだ出していくのかもしれないし、そこら辺のことは、基本は基本としてやっていただいたほうがいいんじゃないかなと思います。

○委員長（安藤辰行君） 他に。なければこれで終わりたいと思いますけども。

○産業課長（吉田一久君） 別件で私の方からちょっともう1件、先程、ペーパー1枚、経済産業省って書いたペーパー配られたかと思うんですけど。これ再エネ海域利用法、いうなれば洋上風力発電事業の関係で動きがありましたので、この場をお借りしてご報告したいと思います。

檜山沖洋上風力発電事業の経過ということで、今年の2月の常任委員会のほうでも経過を報告させていただいたんですが、先週5月12日の2時にプレス発表になりまして、道内5ヶ所あるうちの、檜山沖のこの区域なんですけど、これまで一定の準備段階に進んでいる区域にありますということで、前回報告させていただいたんですが、先週12日の金曜日にですね、この一定の準備段階から、さらに1歩進んだ有望な区域として選定されて、この経済産業省のホームページでも公表されたところです。

この有望な区域に格上げになるとどうなるのかということ、法定協議会の設置に向けて動き出しが始まります。法定協議の設置ということになるんですけども、一般的に国、経産省、国交省、農林水産省、そういった国の関係機関、それと利害関係者、洋上風力ですので、漁協さんですとか、あるいは航路を持っているのであればそういった運航会社、あとこれに関する学識経験者ですとか、そういった方々で、法定協議会というのは、秋田沖の状況を見ると組まれてるんですけど、この後、この発表を受けまして、こういった法定協議会の設立に向けた動きも進んでいきますし、この法定協議会が設立後は、実際に促進区域の指定に向けたいろんな協議も動き出すということになります。

まだ今年度どこまで進むかというのは国、道の方で法定協議会の準備に入りますが、まだ今の段階ではスケジュール的なものが見えないんですけども、一応、今こういうようなことになりましたということで、皆様のほうにご報告させていただきたいと思います。また今後

新たにいろいろな動きがあった際には、その都度、委員会の方でもご報告させていただきますのでよろしくお願ひします。

○委員長（安藤辰行君） これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

お昼ですので休憩します。

【産業課職員退室】

休憩

再開

【商工観光労政課職員入室】

○委員長（安藤辰行君） それでは午前中に引き続き、会議を開きたいと思います。

報告事項の②の鉛川レクリエーションセンター温泉施設の譲渡及び町の改修工事に伴う補償について商工観光労政課、報告お願ひいたします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） はい。それでは、鉛川レクリエーションセンター温泉施設の譲渡及び町の改修工事に伴う補償についてご報告をさせていただきます。この件については2月に開催されました総務経済常任委員会で、温泉施設の譲渡に向けた更新についてご報告をさせていただき、そしてまた3月に開催の予算員会では温泉施設の設備関係の改修予算について説明をさせていただいたところでございます。その際、議員の皆様から補助金の考え方、それから民間の類似施設との公平性はどうなのかだとか、それと町がこのまま維持すべきなのかといった、いろいろなご意見をいただいていたところございましたので、考え方等について整理を行ってきたところでございます。本日は整理いたしました事項の詳細に、補佐から説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

○商工観光労政課長補佐（南川隆雄君） 委員長、商工観光課長補佐。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光課長補佐。

それでは、報告事項1ページ、鉛川レクリエーションセンター温泉施設の譲渡及び町の改修工事に伴う補償について、1ページから4ページの資料を元に説明いたします。

それでは、1ページ、鉛川観光施設について、改めてこれまでの経緯・位置づけについてご説明いたします。

町の施設である温泉施設と民間の宿泊施設は、町が産業振興と観光開発、住民の福祉の向上のために町営として整備し、現在に至っている歴史的経緯があります。これまでの運営においては、観光施設としての町内外の知名度の向上や観光客との繋がりなど、観光振興をはじめ、町の活性化に貢献している施設であり、八雲町の観光資源の1つとして、今後も長期にわたって継続すべき貴重な施設であるという位置づけであります。

本日の説明としては4点、1 老朽化補助金について、2 老朽化対策補助金の内容について、3 休業補償について、町の工事により営業が継続してできないことから改修工事中の期間の補償としての考え方、4 長期継続した場合の比較、25年継続を想定についてであります。

それでは、1 老朽化対策補助金について、ア 補助金の考え方についてを説明いたします。

①補助金の交付の可否について、これまでの経過説明や冒頭で説明しました経緯・位置づけより、町の発展と地域の活性化、住民の福祉の向上に寄与するという「公益性・公共性」を持つ施設であること。次に地方自治法では、公益上必要がある場合でなければ、補助金を交付することができないと規定されているため、補助金を交付する場合は、その事業が「公益性・公共性」があるかが重要であること。このことから温泉施設は、産業振興の一環と観光資源開発、住民の福祉の向上のために町が整備した施設であり、公益性・公共性がある温泉施設を長期継続されるため、譲渡にあたって、民間事業者が行う老朽化対策に対して補助金を交付することは、地方自治法の規定に照らし合わせて、妥当であるとの考え方でありませぬ。

次に、②公平性の判断についてであります。公益性・公共性がない事業には補助金を交付することができないこと。次に、産業振興の一環と観光資源開発、住民の福祉の向上のために町が設置した経緯がある温泉施設と、収益を得るために民間が整備した施設とでは、目的が異なること。以上のことから、公平性があるか判断するにあたっては、区別すべきであり比較すべきではないと考えられます。

2 ページ、イ 補助金を交付する理由であります。冒頭でお話した歴史的経緯を踏まえ、今後も長期にわたって継続していただき、引き続き貢献していただきたいという強い考えから譲渡にあたって民間事業者が行う老朽化対策に対して補助金を交付する方針した考えとしたところであります。

次に、2 老朽化対策補助金の内容について、①解体補助金と、②改築補助金の二つの項目より説明いたします。解体に係る補助金であります。消費税を除く解体に係る設計及び「解体に係る工事監理を含んだ解体工事」を補助対象とし、補助率 10 分の 10 の実績補助とする考えであります。この根拠としては過去の平成 21 年度に民間事業者に対して交付した補助金の考え方を参考とし全額補助としたところであります。

金額については、令和 5 年度の 6 月定例会において補正予算を予定としており、事前に参考費用を徴した結果、温泉施設の解体基本・実施設計に係る監理を除いた補助金の費用として 3,222 千円を想定しており、令和 6 年度当初予算において温泉施設の解体工事・解体工事監理を今回の補正予算の設計において算出されることから、現段階では未確定であります。45,840 千円を想定しております。

次に、②改築に係る補助金であります。解体補助金同様、消費税を除く「改築設計」及び改築工事に係る工事監理を含めた工事費用を補助対象とし、さらに近年の資材高騰による影響が継続して続いていることから資材高騰分を加算しております。これは、解体補助金同様に、カッコで記載のとおり平成 21 年度に民間事業者に対して交付した補助金の 1 億円を基準としたところであります。なお、資材高騰分の考え方についてですが、①最近の世界情勢による侵攻や物価の円安による影響などで、建築資材等が高騰しており、物価が安定する見通しがなかなか厳しい状況が続いていること。②この資材がどの程度の割合で高騰して

いるかについては、特に国などの公的機関が発表したものはないことから、インターネットなどによる情報収集し、1.9として設定したところであります。記載のとおり、改築に係る補助金については、基準を設け10分の10ではない、1億円を基準とした金額に資材高騰分1.9を乗じた1億9千万円を上限としております。改築に係る補助金として、令和5年度の改築基本・実施設計については、こちらも解体同様に参考費用として徴した結果、1千50万円を6月補正として予定しているところであります。

次に、令和6年度の改築工事・改築工事監理の補助金として、先ほどお話ししました1億9千万円の上限のうち、今回の6月補正の1千50万円を控除した額より1億7,950万円を改築工事・改築工事監理の補助金の費用としております。

次に3ページ、3 休業補償についてご説明いたします。この休業補償については、2月の総務経済常任委員会で説明させていただきましたが、町の工事発注の際に影響される令和6年度の当初予算の予定として、浄水・温泉設備改修工事の期間中の休業補償であります。

説明する内容は3点、①補償を行う理由、②補償の対象、③休業補償を行わない方法の検討の3点であります。①補償を行う理由として町が所有し、管理している施設の老朽化に伴う改修工事は町が実施するものでありますので、この工事中につきましては、おぼこ荘と温泉施設に水と温泉が供給されないことになるので、水と温泉が長期間供給されないことにより、営業が継続できず、損失が発生することは明らかであります。そのため、今回のケースは、行政活動により生じる損失であり、補償の対象となることから、水と温泉が供給されない工事期間に限り、休業補償を行うものであります。

それでは、休業補償を行うとした場合、どのくらいの範囲を対象とするのかについてですが、②補償の内容として、一般管理費のうち、休業中も継続して支出が予測されます固定的経費と考えており、対象となる固定費の一覧は記載のとおりであります。補償額は町の算定によるものであります。1日あたりの補償額の合計は上記の固定的経費の1か月分を10万9,727円と想定したものに、予定工事期間180日を想定し休業補償額1,975万860円を、令和6年度の当初予算措置予定額として算定しております。

しかしながら、工事が順調に進んだ場合の工事期間の短縮や、先ほどお話ししました資材調達に時間を要するなど180日の期間の延長も想定されるものであります。③休業補償を行わない方法を検討として、設備改修工事中も水と温泉を共有する方法として、仮設の浄水と温泉の設備を設けてみてはどうかと考えましたが、この仮設の設備を設けた場合は、工事中は営業が可能となるが、この仮設を設置するのに2億円の程度の経費を要することになるなど、休業補償を行う場合と比較して現実的ではないと考えられます。

以上のことから、町の改修工事による影響は、営業が継続することができないため、水と温泉が供給されない期間に限り、補償の対象を算定したとおり、休業補償をするべきと考えられます。

最後に4ページ、4 長期継続した場合の比較についてですが、譲渡した場合と譲渡しない場合について比較をした一覧よりご説明いたします。なお、右側の譲渡しない場合の修繕等の内容は商工課で算出し、想定している項目の独自の積算であります。上段の、譲渡した場合と現施設を継続した譲渡しない場合。いずれにしる譲渡の有無に関わらず必要な改修として、令和5年度の当初に予算要求した内容と、それに係る工事費用であります。1及び

2については、令和5年度当初予算で要求している内容です。3については、2の浄水・温泉設備基本・実施設計を行うことで算定されますので、想定として2億円としております。ただし設計前の見込みでありますので、設計後に増減が生じることのご理解をお願いいたします。4 休業補償については先ほどご説明しましたので省略しますが、水と温泉が長期間供給されないことにより営業が継続できず、損失が発生される工事中の期間であります。1～4 合計2億4,496万3千円が譲渡の有無に関わらず必要な改修費用であります。

次に下段左、譲渡した場合の老朽化対策として5～8、右、譲渡しない場合現施設を継続した場合の老朽化による今後、必要な改修が想定される費用として5～16と記載しております。左については、先ほど2ページでご説明した内容でありますので省略いたします。

合計で2億3,906万2千円は、今回の令和5年補正予算と令和6年当初予算予定を合算している金額であります。対する右については、5～13については、老朽化に伴い、現在まで臨時的に対応している部分などもあることから今後、修繕が見込まれる内容を加味して算出しております。14、16については、いずれは必要となる工事を想定しており、現在の2本の井戸の老朽化の対策を、新たな井戸を掘削をした場合の費用や施設解体や改築工事をした場合を想定し算出しております。

最後に15の維持管理費については、毎年必要となる維持管理経費であり、令和5年度の予算1,052万8千円を25年間継続した場合を想定した費用であります。このことから必要な改修等を想定したところ、合計で6億8,568万7千円であります。上段・下段を合算し、譲渡した場合と譲渡しない場合を比較したところ、左、譲渡した場合の合計4億8,402万5千円、右、譲渡しない場合の合計9億2,065万円あります。

以上のことから、譲渡しないで25年間継続した場合、持ち続けることで維持などの負担や修繕が増していくことが予想され、4億3,662万5千円の負担増となります。

以上、大変説明が長くなりましたが、レクリエーションセンター温泉施設の譲渡及び町が実施する改修工事に伴う補償についての、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） はい、ありがとうございます。今ご報告をいただきましたけれど、これに質問ございませんか？

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） はい、関口君。

○委員（関口正博君） はい、ありがとうございます。すいません、認識が間違っていたらごめんなさい、いろいろな考え方があると思いますので。まず、一番最後に説明していただいた25年持つという考え方、僕は全く必要ないと思っております。比較対象として、このやり方は目的が絶対にありえない。まずはここで契約をしっかりと打ち切る。これが大前提だと思っております。

それでその際に行政側の対応として100点満点の対応というのは現状のままで、おぼこ荘さんに施設を預ける。これが自分の思う100点満点の行政対応だと思います。しかしながら今年度予算、3月定例会において外構工事の一部を議会が認めましたが、当然これはいろいろな歴史的背景、今、課が言ってくれた公益性というものを鑑みて、この部分を僕自身もそうなんだけど、賛成したんであろうと自分は思っています。これが十分配慮した、おぼこ荘さんに対して配慮したかたちだとするならば、この施設の改修というのは僕は本来あり

えないものだと思ってます。一応、町営温泉という冠がありますので当然、公益性の部分の説明はそれでなされるのかもしれませんが、実際に小牧荘がなくなって以降、町営温泉という、準ずるような営業形態っていうんですか、当然取られてないですよ。小牧荘があった時は施設管理等、当然あったかと思いますが、それ以降は町営温泉という名前だけで、当然それに資するような、もちろん町営温泉はあちこちにあるんだけど、にしたってそれほどの配慮をすべきものなのかというのが甚だ疑問ですよ。

あともう1点。この1.9の考え方。本来であれば令和3年3月31日をもって契約が切れる。だとすればその1年2年前、コロナ前ですよ、それにしっかりとその譲渡に向けた話し合いを進めるべきだった。コロナがね、当然予測されなかったものでもあるし、資材高騰なんていうものも当然予測できなかったというのは理解できるんですが、その時点でしっかりとした交渉ができていれば仮にこの100歩譲って1億円を基準としたお金で出すとして、この差額分が9,000万、もちろん当時とコロナ前の物価の値上がり率は多少はあるにしたって、決断を遅くしたことによって1.1が1.9になってしまった。これは行政対応として正直言ってあってはならないことですよ。もちろん根拠として1億円は今の時点での●●方法としてはおかしくないにしても。

それでもなんらかの配慮をしなければ、自分は正直、はっきり申し上げますけど、お金出すことありきで交渉進めてきたとしか思えないです。だからこれ自体も今まで認めたもの。すると来年度予算で行われる旧温泉配管とそれと浄水工事、およそ2億円という金額ありますが、その部分は当然●●も認めてるわけですから、認めてもいいかというふうに思っています。プラスこの休業補償、当然そこを認めた以上、温泉がなければその営業が成り立つわけではないでしょうから、そこもしようがないのかなというふうに思っております。

認めるべきであろうなと今までの経緯を考えたときにね。ただその他のものに関しては現段階では全く認める必要がないものであると自分は思います。だって温泉があることによっておぼこ荘さんだって商売してきたのは間違いないですよ。あと、これによって今後の公平性の基準が、課の言う公平性の基準が反故になってしまうとすれば、なおさらこれからの様々な影響っていうのは非常に大きくなるんだろ、特に予算委員会で町長が申し上げた、要は同様のご商売をされてる方々が何かあった時に相談に乗るって言い方されてましたけど、そんなことし出したらここを基準にいろんな相談されたときに、収まりつかないですよ、これ。金額の問題じゃないとはいえ、外部工事、内部工事、合わせて5億っていうのはあまりにも大きいですし、それ以前に、なぜこのような議論がされるのか僕はよくわかんない。内部を含めてね、町営という名前だけで実態というものを考えずに歴史的背景のみで。お金を出すという。この考え方は申し訳ないが今の段階で。

これは議員さんたくさんいます、いろんな考え方あるでしょうけど、それでも納得できるものではないです。比較対象として25年間、これはそもそもありえない。ここを出して比べるということは議員の他の皆様にもしていただきたいくない。あくまでもこれはここで打ち切り。その中での話し合いということだけは、はっきりと申し上げさせていただきたいと思えます。

○商工観光課長（井口貴光君） 商工観光課長。

○委員長（安藤辰行君） 課長。

○商工観光課長（井口貴光君） 関口委員さんの今、話のあった部分で、ちょっとお話をさせていただきたいと思うんですが、まずは改修することの可否についてでありますけども、関口委員のおっしゃるとおり、契約に基づいて、本来であれば令和3年3月31日に契約期間が満了となって、そして譲渡するというのが本来の契約の流れとなっておりますが、予算委員会のほうでもお話をいただいたとおり、令和2年からコロナの流行が始まって観光業に大打撃があったということで、特にホテル業については大きな、経営に対する不安定さが及ぼされたという状況の中で、今回の契約の中では契約期間満了に伴って貸付料を払っていただくということになっておりますけど、それがコロナによって経営的に相当厳しいということで、3年間を協議によって延長せざるを得なくなったというのが、今、現在に至っている契約の内容となっております。その中で本来であれば3月31日の期間満了に向けて協議をしていくところではあったのですが、どうしてもコロナが令和2年からといった部分でありましたので、ここについてはそういった状況の変化によって、そういうふうなせざるを得なかったという部分で私どもも判断しているところでございます。

それから、改修するべきではないんじゃないのかというご意見も確かにありますけれども、そこについては先程も一番最初にお話をいただいたとおり、町の観光施設という位置づけという部分は、やはり旧八雲町時代からそういう強い思いがあつてですね、この地区を開発してきたと。こういった経緯がある部分は、これについてはですね合併した後も引き継がれてきてるんだらうかと、そういうふうに私共、思っております。そういった中で施設が相当古くなっていて、そのまま譲渡するにした場合、そもそも改修と言うよりも施設維持に年々お金がかかってきていると、そういった中で貸付を受けている事業者さんも実際に施設を使ってですね、ここが調子悪いよ、ここがダメだよといった中で、町も対応してきた経緯もありますので。ただ、ここについては抜本的に町が改修してきたかといいますと、実際のところはその時々に対応せざるを得なかったと。ここについてはやはり財政的な部分も当時はあったのかなと思っております。

そういった中で、町の先程の位置づけが長期間にわたって、この施設を維持していただきたい、観光施設として町に貢献していただきたいと、そういった強い思いが町で持っているながらも、こういった老朽化している施設をそのまま譲渡することによって、やはり長期間の継続というのは見込めないのではないのかと、そういった大きな懸念もあつたところがあります。その中でやはり先程から説明しているとおり、公共性・公益性といった部分で旧八雲町からスタートしてきたこの施設でありますので、是非この施設を継続していただいて、継続することによって、当然、町には貢献していただく。その貢献の内容については、一般的には予算委員会でもお話ししたとおり、税金を納めていただく。それからそこで使う材料については、町内からの発注をしていただく。それから雇用も継続していただくと。そういった部分で、やはり個々の施設に関わってくる事業者さんであったり、町民の方々が幸せになるのかなと。

そういった部分を総合的に判断してですね、今回は老朽化対策としてはやはり町の方で強い継続性を求めて補助金を支出すると、こういった判断に至ったところでありまして。改修については現在お話ししたとおり、そういった考え方で是非進めたいとそういう強い思いでございます。

それから1.9の考え方でありまして確かに関口議員おっしゃったとおり、当時、協議を進めていって順調にいくと、この1.9というのではないのではないかと。確かに私もそう思っております。ただ、予期せぬコロナの発生があったという部分からすれば、やはりこの部分は加味していくべきではないのかなと。ただコロナの状況だけではなくて、やはり世界情勢が相当、不安定になっていると、具材だけではなくて油なんかも高騰している。最近では電気料も上がってきていると。そういった部分からすれば、あそこの部分はやはりですね、改修に対しても加味していくべきだろうということで考えてございます。

それで決断の時期等もございまして、やはりこれは避けて通れなかった世界情勢なのかな、とそういうふうに判断しておりますので。いろいろ情報収集した結果、資料の方にも書いてございますけど、最高で4倍っていう、私どもの情報では4倍というふうには押さえておりますけども、まだまだ広く情報を集めますと、4倍以上になっているという部分もある中でですね、今回はそれぞれの私たちが集めた具体の平均値をとって1.9といった数値を設定をしていただいた、といったところでございます。

それからもう一つは休業補償のお話もございましたけれども休業補償についてはですね、たしかに町の行う工事でありますので、それが1時間、2時間あるいは1日といった機関ではなくてですね、数か月に及ぶということであれば、やはり経営的にも相当影響してくるのかな、そういったことを考えればですね、休業補償をしないという選択ではなくて、やはり企業を継続という部分から考えれば、必要最低限の休業補償をして経営を維持して、そして工事が終わった後は通常の営業に移行していただくと、こういった考え方が町としてはいいのかなと、そういった判断もしておりますので、算定についてはですね、事業者さんの方からいろいろ情報を聞き入れた中で、町の方で基準に沿って算定をしていると。そういった部分でありますので、休業補償については休業補償しないという合理的な理由がないということであれば、やはり一般的な休業補償という考え方になるのかなと思っております。

最後に公平性の基準という部分についてございましたけども、予算委員会の方では関口委員さんおっしゃったとおり、町長の発言がありまして相談に乗るといった考え方でありまして、基本的な考え方は地方自治法に基づく補助金の借り方、そういったところが基本だと私は考えております。ということからすれば、やはりこの資料でもお示ししたとおり公平性だとか公益性、ここに重点を置いてですね、判断していかなきゃいけないのかなと。そういった部分からすると民間企業さんが、たとえば施設改修をしますよ、といった部分で町に相談があったとしても、そこはやはり地方自治法に照らし合わせると、公益性のある事業かどうかという部分からすれば、なかなかこれに合致していかないのかなと。

ただ今回の温泉施設の改修に関して、老朽化対策については先程もお話したとおり、旧八雲町からスタートした歴史的経緯が相当強いと、町の継続を願う思いも相当強いという部分からすればですね、ここの施設を維持することによって全体的な部分を考えると八雲町に相当、貢献が期待できるのかなと、そういった部分からすれば、やはり補助金で対応することは妥当である。それと加えて民間施設との比較というのは、なかなかここの施設とは比較できないのかな、そういったことで考えておりますのでよろしく願いいたします。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） 申し訳ない、今の説明ではね、資料の読み返しだけであって、申し訳ないが心には響かない。歴史的な、当初の八雲の鉛川温泉、鉱山時代にどうだとかこうだとかという部分の公益性ということなんだろうけども。僕はそんなことよりも小牧荘があったかなかったかっていう部分のラインというのが、非常に重要なことというふうに思っている。

この小牧荘があった頃っていうのは当然、施設管理費っていうのは有限会社ひらたさんの方に発生しておられた。小牧荘を建てるにあたって、どのような契約でひらたさんと契約されたのか、それは仮にどのぐらいの期間を補償して、期限も当然あるでしょうから、今回は25年という期限でしょうけれども。その小牧荘が建った時点でどのような契約をされたのかという、契約書の部分だとか。僕は建物でどうのこうのっていうよりは、この小牧荘がなくなったことによる、ひらたさんの営業への影響というものを加味したうえでお金を出すっていうのが、今回のケースの場合っていうのは一番妥当なのかなって思うんですよ。あまりにもね、無理くりすぎますよ。すべての、この1.9倍の算定基準もそうだし、25年継続した場合の比較対象もそうだし。ちょっとあまりにも苦しいよ。僕はですよ。他の議員さんはどう考えてるかわからないですよ。

だとすれば、お金の出し方を考えた場合に、そういうものにするか。それともう一つは、今、おぼこレクリエーションセンターの部分は割賦による支払いになっていて、6年の3月31日時点で400万ほど残るのかな。それを精算するっていうふうになってますよね。まずその減免、それと土地、これも可能であるならば町有地を今まで営業していただいたという部分においての無償譲渡。この部分でのお金の出し方であれば僕は納得できます。これはあくまで個人的な考え方ですよ。あくまで一例として述べさせてもらうけど。歴史的な経緯も含めて今までの申し送り事項がどうだとか、そんなもの今の時代に照らし合わせてね、どうか判断しないでいただきたい。こんなことってざらにあるんですよ。あの時こういうふうに言ったでしょう、熊石と八雲もそうだ。あの時こうやって言ったでしょう、それがいまだに影響してるんだ。いろんなことでね。それが本当許せないの。これは世代の考え方なんですよ。あの時こう言ったべや、みたいなのがね。そんなこと言うのも腹立たしいし。

じゃあちゃんとした契約書があって、それに乗っ取ったことがされてるのか、もちろんこれからはそのようにしなきゃならないし、今回というのはこれからの基準になりますので、そこは明確な、曖昧なものではなくて、誰しものが納得するかたちでの買い上げが行われればいいなというふうに思います。すいませんこれは本当、個人的な考え方ですので、他の議員さんの意見も聞いてください。

○委員長（安藤辰行君） 他に

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 先程の小牧荘のお話なんですが、平成2年に小牧荘というのが建設されました。当時、昭和58年ぐらいから旧八雲町と小牧荘が児童交流をスタートしたというのが、この小牧荘にたどり着く発端といたしますか、そして物産だとか経済交流も含めてですね、ずっとやってきた中で平成2年11月に交流の拠点ということで小牧荘が整備されたと。これがまず小牧荘のスタートです。それで当時から町営の温泉施設の委託

をしていた事業者さんに、ここの小牧荘の管理・運営も委託をしてきたというのがスタートでございます。

それがずっと続いてきてまして、当初は相当、小牧市からの市民の方々も来ていただいて毎年交流をしてきたというのが流れでありますけども、それが時代の経過によって、だんだん施設を利用する方々も少なくなってきたといった中で、管理については町の方から管理・運営費支払いしてましたけど、だんだん赤字が続いてきてしまったといった中で平成 24 年に小牧荘、周辺のドリームランドもありましたけど、ここが年間 1,000 万以上の赤字が続いたということで廃止せざるを得なかったというのが小牧荘の経緯だと思います。

ただこの小牧荘を運営するに当たって委託契約を結んでいた事業者さんには、当然、委託料を支払いしてますけど、この間、平成 17 年には町営の宿泊施設であったものを民設民営です、位置づけを変えたといいますか、町営から民間の方に変えたといった経緯もあります。ただこの経緯の中では当然、小牧荘があった中で、収入としてある程度、見込んでいける、建て替えしたとしても民間の力でやっていけると、おそらくこういった計画があつてですね、平成 17 年に町の方からお願いした経緯というものもあるようでもありますけれども、民間で宿泊施設を整備していただいて、民間で運営をしていただく。要は町のほうから手放したと、こういったかたちになっております。当時建てた時はそういった計画もあつたと思うんですが、残念ながら市民の活用だとかが減って来てですね、赤字が続いた中で 24 年に八雲町としては、ここの施設を閉鎖せざるを得なかったといった中で、当時は委託料としては 1,000 万ほど年間の委託料払っておりましたけど、その部分が廃止することによってゼロになったと。その部分は私が推測するに当たっては、経営計画に相当変更をきたしたと、そういった案件だったのかなというふうに推測しているところであります。

ただこの部分についてはですね、どうしても利用者が減って、そういう判断をせざるを得なかったという部分は事実でありますので、当時、何十年もお約束できるような施設であるかどうかは別としまして、ここはそういう判断をせざるを得なかったといった中で、先程、関口委員さんがおっしゃったとおり、ここの減収部分を今回の譲渡に当たってといったご意見もございましたけども、本来であればきっと、この平成 24 年に廃止した時に、そういった議論をして、そこでその部分をどういうふうな対応するかといった部分が本来なのかなと。ただし今回、この時期にきて、その部分を補填しましょうかということであるならば、やはり当時の議論になってきてしまうので、そこは私は別物じゃないのかなと思っております。ですのでここの減収部分を今回この時期に補填するっていう考え方ではなくて、あくまでも施設の老朽化対策として、町が必要を認める中で継続性を求めて老朽化対策に対して補助金を支出して、そして長い間、八雲町に貢献していただくと、そういった位置づけでもって事業を展開していきたいなど、そういう考えでございます。

○委員長（安藤辰行君） はい、関口さん

○委員（関口正博君） そうなんです。結局ね、これ過去の話掘り起こしてもしょうがないんだけど、結局今まで議論をおざなりにしてきたせいでこれなんです。すべてがそれです。小牧荘の時も、まずは廃止する時にしっかりと議論ができていれば。それと令和 3 年 3 月 31 日。これだつてしっかりと準備をして、そういった話し合いができていれ

ば町の負担はもっともっと低く済んだのかなと。もっとお互いにいい議論ができたのかなと。そんなふうに思うんですね。

事業者はですね、当然いくらかでも、改修に当たって相当お金かかると思うんです。大浴場の改修、今のレクリエーションセンターの改修ですね。ですから少しでもっていう思いってものものすごくわかりますし、事業者さんのこともわかってますし、あまり変なことも言いたくないんだけど。ただ、危惧するのは、これからの町の財政運営にあたって、これが一つのモデルケースになるっていうことが非常におっかないです。

言ってもね、その1億円、10年程前に拠出したものっていうのが、今になってそれが例になってるんですから。今回算定した1億9,000万円っていうのが、これからのひとつの指標になってしまう。中身の知らない町民なんかはもちろんそうなんだけど。それってというのはおそらく町にとっては相当不利益なことであるだろうと、いうふうに私自身は考えます。

だから、お金の出し方っていろいろあるんでしょうが、もっとしっかりとした算定基準でいうんですかね。今後の、ためになるような算定基準で算出していただきたいというのが願いです。以上です。

○委員長（安藤辰行君） 他に

○副委員長（牧野 仁君） 委員長。

○委員長（安藤辰行君） 牧野さん。

○副委員長（牧野 仁君） 先程、課長の話、最後に八雲町に貢献していただくと。補助金を使うってことは当たり前ですよ。当たり前というか、4億というお金を使うわけですから。多分1万5,000人の町民も、4億のお金を、果たして、この観光施設に、納得するかどうかですね。そこで今、町に貢献するという言葉の中で、今まで貢献してきた部分もあるかと思うんですけども、また最近、私、町議になる頃、ちょうど確か住民の福祉向上のために入場券、温泉利用してもらうのに送迎バス出している時期ありましたよね。確か、上の湯の会社だと思うんですけども。もちろん浜松の方ですけども。今は送迎できてません。もちろんご存知のとおり八雲町市内の銭湯が7～8年前に閉鎖になりました。お風呂入れないという話も出てます。そんな中で行政として送迎を出すとか、そういう話はほとんどなかったと思うんですけども、当時その10年前、送迎バス出していた維持管理とか、そういう補助金出してたんでしょうか。それと今後、そういう、もし社会貢献というんですかね、公共施設に対してそこまで考えてるのかちょっと聞きたいです。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長

○商工観光労政課長（井口貴光君） 温泉への送迎バスの部分についてはですね、申し訳ないんですが、商工観光労政課の方では把握しておりませんので、そういった維持経費の部分についてはちょっとお答えできないということで、情報を知り得ない言うことで大変申し訳ないですけどご勘弁願いたいと思っております。

それと、将来の社会貢献という部分についてなんですけど、実際に補助金を出している団体、事業に関しては、その事業自体がですね、公共性があるだとか、町の発展に貢献するだとか、産業の振興に貢献するだとか、そういった部分での補助金の支出でありますので、あえて、その補助金を出すことによって、社会貢献をしてくださいという条件までは付けていない

というのが現在の補助金のやり方だと思っております。そこについては補助金の交付規則なんかもありますので、たとえば福祉の向上に資するだとか、そういった事業の判断で補助金の支出の可否を判断していくと、そういった流れになっておりますので、補助金の性格についてはそういったことだということで、ご理解していただきたいと思えます。

○委員長（安藤辰行君） 牧野さん。

○副委員長（牧野 仁君） 私が言いたいのは、公平性の判断の中で、やはりその対象になっている住民福祉向上のために町は整備しているという謳い文句書いてますよね。その役割を果たしてるかどうかですね。今言った町内でお風呂がない、困ってる、そういう人たちに手を差し伸べないで、老朽化だから補助金を出します。それって一般市民から見たら首かしげるんじゃないかな。企業努力って我々民間はよく言うんですけども、それをやってるのであれば、貢献度を見て、やはり町民も納得すると思うんですけども、それを今まで何もしないで、老朽化したから、今後、運営していただくのに、こういう老朽化改修工事、全部町でお金を出すという方向性ですよ。それを納得するかどうかというのは私ちょっと疑問なんです。これからの施設もそうだし。

やはり一番、課長の言う町に貢献するっていう言葉も重いんですよ、すごく、これは。なぜかいうと補助金を使うから、余計。我々まだ補助金もらわないで別な面で社会貢献してるからいいんですけども。たとえばここは、鉛川施設は100%補助金で賄うんですよ。今回の施設を全部改修すると。これを引き渡すわけですから。相当重い運営になると思うんですよ。貢献していただくっていう言葉はきれいに見えるんですけども、その担保というのが見えてこない。そこがちょっと私疑問に思ってます。それをもう少し工夫していただけないかなと。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） はい、商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 牧野委員さんのおっしゃる社会貢献の具体的な部分については、私の方からなかなか申し上げられないのかなと、そういった部分はありますので、ご理解をしていただきたいのが一つなんです。やはりあの確かに目に見えないって部分はあると思うんですが、あそこの観光施設はですね、八雲町の観光資源として相当、知名度がある施設であるという部分からすれば、まだまだたくさんあるんですが、その中でも特に知名度が高いといった部分の位置づけでありますので、あともう一つは露天風呂、当時、町が整備した施設であります。露天風呂が情緒がいいと。秋口になると紅葉が見れて露天風呂に入れるという部分で、温泉のですね、それなりの団体の中でも相当、位置づけが高い温泉施設になっているということからすれば、施設があることによって、八雲町を訪れるリピーターなんかもあってですね、そういった方々が宿泊して温泉入るだけではなくて、町の方に出てお土産を買って帰るだとか、そういった部分にも貢献している地区なのかなと担当課としては思っておりますので、具体的にどういった社会貢献がという部分ではないんですが、そういったPR効果なんかも含めればですね、八雲町の観光産業全体の活性化に貢献されてるんだろうと、いうふうに私は思っておりますので、その部分は今後もそういった施設を維持することによって、町の活性化に継続して貢献していきたくらうと、そういうふうに考えてございますので、その部分、具体的に私の方から申し上げることできないんで

すが、全体の部分として、そういう捉え方でしていただきたいなということでご理解お願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） 他にありませんか

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） 町の観光事業に資することだとしても、ここまでののかというイメージは2月の説明の時から思ってます。まず最初に指摘したいのは、2月の時点でも指摘してるんですけども、解体補助金の考え方として平成21年度に民間事業者に対して交付した補助金を参考としてるってなってますけど、当時の補助金はプロポーザルの事業を受けるときの条件として町が提示したものであるから、これを参考にするのはおかしいなというふうに思ってます。

だからここまでののかなっていう、総額から来る印象なんですけど、解体補助に関しては、これはおぼこ荘さんでご負担できないのかなということが一つと、もう一つは休業補償ですね。確かにこの休業補償を行うのは改修工事の対象が温泉と水道なので、町の管理のものだっていうことなんですけど、総額これだけの補助するってことが、もし民間で自分でやるとしたら当然、改修工事中は営業できないわけだから、これは覚悟のうえでの改修でしょうということを考えて、休業補償までするのはどうなのかなという、この2点について僕は、この部分を差し引くぐらいのことは、全体像から考えてはどうなのかなと思うんですけど。全体の構想からいったら、これがつじつまが合うという提案だとは思いますが、金額がここまでかさむってことを考えた時に、ある程度、減額する考え方として、解体工事と休業補償を差し引くって考えはどうなんだろうと思ひまして。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まず解体の部分でありますけれども、過去の例を参考にさせていただいたという部分に関しては、確かに三澤委員さんおっしゃるように、当時はプロポーザルでやってきたという部分はございます。ただ、それは手法であって、結果的に解体は変わらないのかなという部分からすれば、一つの参考にさせていただくべき例なのかなというふうに理解はしてございます。そういった部分から今回、当時の例を参考にさせていただいたという表現をしたところでありまして。その部分については、それ以外、過去にそういった例がないという部分からすれば、一つの参考という捉え方なのかなというふうに考えてございます。

それから休業補償に関してでありますけど、休業補償する理由については当然、町の工事でもって営業ができない状況になる。当然、水と温泉も供給されない。そして設備の関係の工事になりますので、資料には書いておりませんが電気も止めてしまう。そういったことからすると全くの営業活動ができないということであれば、町としては何らかの補償が必要ではないのかなという部分で考えてございます。

今回のこういった対応でありますけども、仮に全体の金額が少なければ、この案件がいいのか、あるいは高いからダメなのか、そういった議論の方に傾いてきてるのかなという部分はあるんですが、ただ町としては対応しなければならない、対応すべき金額の大小に関わらず、やはり内部でちゃんと議論をして、そして方向性を決めるべきなのかなと思っております。

ます。そういった部分からすれば、資料の方でもお示ししているとおりですね、こういった内容で進めていきたいなという考えだということで、ご理解していただければなと思っております。

○委員長（安藤辰行君） はい、三澤さん。

○委員（三澤公雄君） 当然全体の考え方として、こういうふうに作ったものですから、欠けることは変だと思われるでしょうし、金額の大小じゃないよ、考え方がこういうふうにしっかり作ってあるわけだから、ここまでの支援をしたいっていうことだなど、今、答弁を聞いてて思いましたけども、解体工事の方の話をしますと、この参考例しか、平成21年度のこの事例しか、補助をした実績がなかったので参考にしたということであれば、じゃあ解体工事の、応援するってというのが、あくまでも町の観光施設としてこれまで頑張ってきた、これからも頑張ってもらいたいという思いで補助を出すっていうくくりの中からいきましたら、じゃあ解体工事の参考例がないのであれば省けばいいと思います。

休業補償についても、町の水道温泉施設だから迷惑をかけてしまうので、その間の営業に関しては補償しなきゃいけないという立て付けだと思うんですけども、そもそも町が、貢献しているあなただからこういう補助金を出しますよっていう立て方で、これが考えられているのであれば、これからも貢献してほしいんで、町の方がお金を出すと。その間の工事に関しての休業補償ってというのは、町に改修工事をしてもらうんだから、向こうとしては。おぼこ荘さんとしては。じゃあこの間、営業できませんねって納得してもらうということも考え方のひとつとしてあるんじゃないのかなと思うんですよね。平行線でしょうか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） はい、課長

○商工観光労政課長（井口貴光君） 休業補償に関する理由については資料でもお示したとおり、これ以上のものはないんですが、その部分を、町が工事をするのに、その部分を出さないといった協議をすることがどうなのかなという部分は私はちょっと今、三澤委員さんのお話を聞いて思ったところなので、その部分については、町が工事をして営業できない状況になってしまうといったことからして、出さないってことの方が私はなかなか理解していただくことが難しいのかなとは思っております。過去の例というのはなかなかないんでしょうけども、そういう考え方をすべきなのかなというふうには理解をしているところであります。

○委員長（安藤辰行君） はい、三澤さん。

○委員（三澤公雄君） 今、休業補償のことだけいいますと、向こうは望んでないけど、こちらがおせっかいで改修してあげるんだと。だから休業期間は補償しなきゃいけないってことになるのかな。向こうが望んでるのであれば、休業するのは当然なんじゃないですか。向こうが改修工事を自ら望んでいるのであれば、その間、営業できないってというのは当然だと思うし。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） はい、課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今の改修工事なんですけども、浄水の設備と温泉設備の改修工事のことだと思うんですね。こちらについては、向こうが望んでるというよりは、

現状の状況を見た時に、町が抜本的な改修が必要な時期に来てますよねということでの説明を予算委員会でもさせていただいたと思っておりますので、相当、老朽化が厳しいと。いろんなところから水が漏れたり、スケールが溜まってですね、温泉供給するのに貯湯タンクにお湯を貯めるのに相当な時間を要しているとか、そういった現状があつてですね、実はだましまし、ここ数年、ちょっとした修繕を重ねながらやってきた経緯があつて、いよいよもうだめですよっていう、正直そういう状況に、ここ2～3年ぐらい前から始めてきていたものですから、そこについてはやはり、改修してくださいというよりは改修しなければならない状況であるという部分で、令和5年度の予算を上程させていただいたところでございますので、その部分はそういったご理解をお願いしたいなと思っております。

○委員長（安藤辰行君） はい三澤さん。

○委員（三澤公雄君） 順調な契約の譲渡でいったら、その部分は譲渡はされてるんでなかったっけ。令和3年、それでも、ここは八雲町のものでしたっけ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 当初の契約どおりいきますと、譲渡の対象になっているのは温泉施設だけでございます。ここの設備関係については本来であれば当初からセットで契約をするべきところだったんですが、なかなかその部分は維持管理費だとかが相当かかる設備だという部分もあつてですね、ここの話し合いがまとまらずに継続協議として、ずっと今まできています。そういった取り扱いの対象の施設になっているものから、更に年数が経って、老朽化して、それぞれの設備の性能が相当落ちていの中で、それを譲渡ということでは、協議が進めることがなかなか難しいのかなという部分は、当時の状況を見ても、私どもはこういった状況なのかなと理解はしておりました。

○委員長（安藤辰行君） よろしいですか。ほかに。

○委員外議員（黒島竹満君） 今、話を聞いてましたけれども。まず1点は、この譲渡っていう部分については、17年に売買で契約になってるんだよね。その時点でレクリエーションセンターは廃止になってるんですよ。廃止になってるということは、もう町の施設ではないということになってるわけですよ。それを譲渡する支払い条件として割賦販売にしたというだけの話で、まず一点はその契約して買ってる建物に、なんで今、老朽化で建て替える補助金を付けなければならないのかというのが、まず1点。

それと、解体工事で21年にひらたない荘の国民宿舎の補助を出した。これは町が年間4,500万以上の赤字を抱えて3年ぐらいやってきて、これでは町が持たないよということで民設民営化の募集をかけて、公募型にしたわけだよね。公募の条件として解体も全部入ってるわけだよ。だからそれと同じ条件という話にはならないと思うんだよな。もう売っちゃってるんだから。自分のものなんだから、この間、自分でやっぱり壊れたものだから、自分でさ、持たないものは自分で整備しながらやってこなきゃならない話だ。

そういう部分もきちんと、前の公募された時の1億の補助金だとか、解体費だとか出て来るけども、それについては全く違うんじゃないかなと思う。根本的に違う。売買なんだから。最終的に売買してやってきて、無償譲渡っていう文言がおかしい。その文言が何でそういうふうになってるのか、それを教えてもらいたいし。それと、契約してるなら、契約は契約でしょ、売買。その辺、納得できないのではないかなと思うんだよ、皆さん。知ってる人はみんなそう思ってると思うんだ。それは本当に廃止になってるはずだから。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今、黒島議員さんのほうからお話のあった、施設の廃止の部分でありますけど、おっしゃったとおり、当時は町営の温泉施設として条例を制定して、公の施設として、ここの町営の温泉施設を運営してきたのがスタートです。それでこの平成17年の時に確かに廃止をしております。廃止しているのは公の施設としての位置づけを廃止して、財産的には、町の財産は行政財産と普通財産という区分があって、条例で運用していた時は行政財産として運営してきた。条例を廃止することによって普通財産ということに財産区分を変えております。普通財産とすることによって、行政財産は貸付するだとか長期貸付とかはできませんので、年間ごとに契約を結んでいって貸付するんですが、全体を貸すということはないんですが、行政財産は。ある建物の中の一部が、余裕があるので貸付しますよというような取扱いをしますけども、一般的には行政財産は長期貸付の対象にはならない施設になってます。

それで今回、普通財産にしたときに賃貸借契約っていうことを結んで、長期的に貸付したってのが、この財産区分を変えたことによってその取扱いになったと。当時、何故そこを廃止して普通財産にしたのかという部分であると、契約後に譲渡をするということを見据えた中で、財産区分を変更したというのが、恐らく当時の流れだったんだろうなと思っております。ただ、行政の場合は賃貸借契約として契約しておりますので、一般的にですね、行政としては契約期間中は当然、行政のもの、貸付料も払っていただいて使っていただいているということであれば、契約期間中は行政の所有物と、財産台帳にも当然、載っております。そういう位置づけになっておりますので、黒島議員さんおっしゃったとおり、民間の事業者さんであれば割賦販売というようなことも理解はできるんですけども、行政としてはそういう扱いだっという部分をまず押さえていただきたいなと。そういった中で貸付期間中の、たとえば修繕に関しては、当然、まだ町の所有物だということで、金額の小さいものについては貸付している事業者さんが直していただくといった、当時の取り決めもありましたけれども、それ以外に金額の大きいものについては当然、町が改修をしていくと。それが平成17年の当時からずっと今までも取扱いは変更していません。そういった位置づけになっているというのが一つと、もう一つは当時のひらたない荘のプロポーザルとの取扱いについてですけども、確かに全然内容が違うでしょうと、そういったことであれば確かに内容がまったく違うと思います。違うと思うんですが、捉え方として町の、当然、所有しているものを民間に移すといったことの方からすれば、プロポーザルなのか、あるいは違う方向なのかという部分からすると、手法が違うだけであって、民間のほうに引き渡す部分については変わらないのかなと思っております。ただ当時の手法がそういう手法だったということからすれば、確かに違うという部分にありますけども、その中で補助金の捉え方考え方についてですけども、その部分は先程も三澤委員さんの答弁でもお話したとおり、一つの参考にする事案なのかなという部分で商工では捉えておりますので、その部分はご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（安藤辰行君） はい、黒島さん。

○委員外議員（黒島竹満君） 確かに説明はわかるんです。お金が払って終わるまでは町の担保しとかなければならないから。金融機関からお金借りたって担保は入れておかなきゃならないから。お金払ってしまうまでは15年なら15年は町の建物にしとかなきゃならない。それは保障だから仕方ないけど。けどその中で、なぜ終わった後に無償譲渡っていう言葉になってるのか、契約が終わった時点で、それこそ所有権移転しますよって、本来なら、不動産業でいくと、そういうふうになっていくわけだ。けど町はそれができないから、とりあえずは貸付っていうかたちでクリアしてきたわけだ。いまだにそれを引きずって補償を出さなければならぬっていう部分にいつてるといのが、ちょっとその辺は考えなければいけないと思う。

結局、プロポーザルというのは、町から条件出てるわけだよ。これ何の条件。これをその時に民間に渡すってなった時に、どういう条件で渡すことになるのか。全くその辺が違うと思う。多分プロポーザルだとか募集だとかかけてなかったかな、多分。前の時の。最初の時の条件というのは全くないはずだし、これ以上やっていくのにゆるくないから民間にしようっていうことで、今までやってきてる民間事業者にやっただけの話で。それと小牧荘もそうだけでも、小牧荘だって、建物建てる時のお金は小牧荘から1億出てる。で、その管理は町で管理してくれっていう約束のもとで建ててる。そして、その後金がかかりすぎるから、小牧荘に金を出してくれって言った時に、もうそれはいらぬから廃止してくれと、そしてその小牧荘と、子供たちだとか小牧の市民が来たときは、おぼこ荘を使って泊まらせてもらうということで多分やってきたはず。

今まで小牧荘にやってきたものを、なくなったからゆるくないんだらうとか、そういう話にもならない。きちっとやっばり年間、ほとんど来ないんだからさ、小牧の市民でのは。来たときはちゃんとお金をもらって、全部それこそ、その他に町から管理料もらってるわけですよ。経費はちゃんと小牧の市民からもらってるんだ。なおかつ町で管理費っていうのもおぼこに対しての。きちっとやっばりそういうかたちの中で建物は建物できちっとやってきてるわけだから。そういうことで私もその辺は比較されるってのがね、どうも納得できない部分がありますので。皆さんが理解してもらえれば頑張ってやってください。

○委員長（安藤辰行君） よろしいですか。自分はね、課で出してもらった、譲渡した場合の、簡単に右左見ればわかると思うんだけど、そっちのほう町財政としては、得だっているのはおかしいんだけど、有利なのかなと思って、譲渡したほうがいいのかと思うんですけど。先程から補償料が高いとかいらぬとか、皆さんも指摘してるようですけども、その辺をもう少し納得いくように。納得いくといたって、出てるんですけど。これをどう説明するってのか、僕にはちょっとわからない。

○委員（関口正博君） これ以上のものって出てこないでしょう。

○委員長（安藤辰行君） おそらくね。ある程度期間もって、課の方で出した金額だから。町としても譲渡したら、この先、どのくらいかかるかもわからないからさ。この辺で、これだけでやってもらえるんだったら、このほうがいいんじゃないかって話で、出た答えだと思うので、それをみんながどう理解するかわからないけども。自分としては、やる方が悪いんですよ。譲渡してもらおうほうにすればさ。これで足りないかもわからないし、多いのかも少

ないのかもわからないけども、それでやってもらえるんだったらいいかなと思うんだけども。これ以上の説明ってないよね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ちょっと休憩お願いしていいですか。

○委員長（安藤辰行君） 休憩します。

休憩

再開

○委員長（安藤辰行君） 再開いたします。質問ありませんか

○委員（大久保建一君） これ以上やっても平行線だよ、ずっと。続けても意味ないんでないの。

○委員（関口正博君） これでもう賛否でいいんじゃないの。

○委員（大久保建一君） 6年度だから当初予算。

（何か言う声あり）

○商工観光労政課長（井口貴光君） 6月定例会で設計関係の補正予算。

○委員（関口正博君） もうこれは事業者さんのほうには、だいたいこういう計画でいきますよ、当然、長いこと課長も交渉してきたんでしょ。だいたいこのような感じでどうでしょうかという納得をいただいているってことだよ。当然ね。当然、業者さんはその腹積もりでいるってことだよ。

○委員（大久保建一君） これで議会が認めないってなると、またちゃぶ台返しで最初から話し合うってことでしょ。多分そうなるでしょ

○商工観光労政課長（井口貴光君） それもありますし、譲渡の部分も、もう1回見直さなきゃならないかなという部分はあると思います。

○委員長（安藤辰行君） よろしいですか。

○委員（宮本雅晴君） いいですか。

○委員長（安藤辰行君） はい、宮本さん。

○委員（宮本雅晴君） 私も意見述べますけれども、一日も早く譲渡したほうが町の負担がなくなるんでないかなと思います。この対比した4ページの表を見たって半分になってる。25年間分も入ってますけども、これから一日、日増しにずんずんお金かかっていく。あの山奥で水漏れして、水なくなって、消防車で運んで、受水槽に水運んだとか、とにかくトラブルだらけの温泉施設ですよ、あそこは。俺も何回も源泉の水も、沢のあの落ち葉拾ってスコップで入って、三河設備とよく4月10日ごろ2年に1回はやるけれども。

（何か言う声あり）

○委員（宮本雅晴君） だからそういう部分でおぼこってという自体に金がかかりすぎるっていうのは本当、金がとにかくかかる建物だと。あの山奥の中で。だから町としては一日も早く譲渡してすっきりしたほうが良いんでないかなっていう私の思いですね。

○委員長（安藤辰行君） 他にありませんか。ないようですね。

○議長（千葉 隆君） 委員長。

○委員長（安藤辰行君） 議長。

○議長（千葉 隆君） 一つだけ確認したいのは、やっぱり前例踏襲主義、前例を踏襲するっていう部分と、過去の部分の曖昧さと、手続きの仕方のおかしかったことというのが、やっぱりここにもろに出てきて、現実的にお金の出し方の基準、公共性のあるものに対して補助金を出すっていうことには正当性あって、どういう関係かっていう部分も調べたら公益社団法人だとかの認定の部分でも、公衆衛生の目的だとか、それが町営でやってたら補助金出せるよという部分は確かに町の言うとおりにんだけど、今この時点で出す方法としたら、本来ね普通の町民の人たちがわかるとしたら、関口議員さんの言った項目で出せるのであれば一番、納得性の部分あるし、その範囲も確定してとなるんだけど、実際それで、ないものに対して、過去のことに對しての、小牧荘のいろいろな経緯についての補償みたいなことには今出せないんだよね。逆に言えば、そういう部分も含めて苦肉の策での金額の支出をしたのかなという部分あるにしても、すっきりしない部分は残るんだよね。町の施設を民間に譲渡する部分については、しっかり再検討するっていう部分を、提言するところは提言しなきゃダメなんでないかなと思うんだよね。委員会として、そのほうが多いのであればよ。

今回の部分は今回の部分で判断する部分はあるんだけど、やっぱり公共財産を民間に譲渡する部分、ちょっと前の部分では民間の部分で公共財産にする部分でも基準ないような感じでやった部分もあったから。サーモンの時だって。要は評価額わかんないのにやっちゃった部分もある。その辺のやっぱりこの基準の設け方はきちんと作っていかないと、何となく、その時々で問題起きるんでないかなと思うんで、その辺の提言だけはしたほうがいいかなと思いますけども。それも必要ないでやるのかとかどうか、その辺の方が、今後いいんでないかなと思うんだよね。町の財産をさ。

そうしないとこれからも、全部新しくして渡すっていう話になっちゃうから。公共財産をどっかの民間に、公共サービスとして受け継いでもらうには。その辺の評価の仕方、基準については新たな基準でやるような部分を付けなければだめですよみたいな部分は、付帯決議じゃないけども、そういう部分付ける必要があるんでないかなと思うんだよね。それでないときっとまた同じようなことが起きるとも限らないかなって。どうですかね

一番苦労したの、きつとこっちだと思うんだ。前の担当者のことだとか、いろいろあるし。牧野さん言ってたこともわかるんだわ。落部の入沢地区の元開発建設部の出張所があったところを国の財産から町の財産に移した。町の財産で今あるんだけど、その時にたまたまお風呂がありましたと。そこで入浴させてたんだわ。旧町営住宅に入居してた人に。で、取り替えたと、新しくしましたと。それでやめたけども、それまでの入浴してた部分をボイラー壊れたかなんかして入浴できなくなりましたと。それで暫定的に、上の湯のほうの温泉までバスを運行して3年間ぐらい運行してたんだよね。そういう部分で公共サービスということで。いろいろなことやってきたってことは事実。

今回の部分はいろんな部分あって違うんだけど、公共財産を維持して公共サービスを維持するってというような感じは似てるような部分もあるし、なぜ課長がこの部分についてやってきたのかっていったら、おぼこ荘の、鉛川観光施設として、町がいろんな部分で公費を出していたから。そのところは一定程度、維持したいっていう部分で、譲渡した途端、

それが投資が泡になりましたっていうようなかたちにしたくないっていう思いもあるっていうのは、さっきは聞いたけども。

ただやっぱりこう反省点っていうか考える部分は提言したほうがいいんじゃないのかな。公共施設を民間に譲渡する部分だとか、逆に民間の施設を公共財産にする部分での最低限の規則的な部分とか考えていかないと。その中でやっぱり 10 分の 10 の支出が妥当だとか 10 分の 5 が妥当だとか、それぞれあるとかいう部分。細部の部分ないんだわ、八雲町の条例の中で。補助金の支出をする条例の部分で内部規定もなければ、細部にわたる基準がなく、逆に外郭団体に対する補助金のルールだけはしっかりしてて厳しくて、大きいお金に対する部分がザル法になってるっていうのが今のルールだから。その辺の部分も含めてやっぱり補助金の条例、八雲町の補助金及び交付金の関係の内部規定設けるのか基準設けるのか含めてやってかないと。金額の少ない、毎年やってるような団体の補助金については細かくルール決まってるけど、大きい財産の部分については、ほとんどその時の状況で変わってしまうというか。だから出すときでも 10 分の 5 だとかいろいろなやり方あると思う

○委員長（安藤辰行君） 今、議長さんが言った話は、次のことにしてでも、今回出た温泉施設の件に対しては、この辺で締めたいと思いますけども。平行線なので、あとは議会のほうで●●してもらってことで。今、議長さんが言った指定管理というか補助金に関する条例についても、これからも決めていくというようなことは、みんなこれから議会を通してやっていければなと思っていますので、今日はこの辺で終わりたいと思いますが、よろしいですか。これで終わりたいと思います。

【商工観光労政課長職員退室】

◎ 協議事項

○委員長（安藤辰行君） それでは協議事項、鉄道・運輸機構との勉強会について、事務局お願いします。

○事務局次長（成田真介君） 鉄道・運輸機構との勉強会についてですが、鉄道・運輸機構から日程のほう、提案がありまして、5月30日、火曜日の午前10時からということで来ておりますので、先ほど総務経済常任委員会の日程が決まりましたので、この日程で進めたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」という声あり）

○事務局次長（成田真介君） 正式な通知のほうは、明日にでもFAXやメールで送りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員（三澤公雄君） それについて。

○委員長（安藤辰行君） 三澤君。

○委員（三澤公雄君） 2月くらいから勉強会やって、村山地区の議事録をみんなに読んでもらって、それで委員会として、これまで受けてきた説明と違うよねと、もう1回改めて説明を聞かなきゃいけないよねということを決めましたよね。それで途中から、思い出したみないなかたちで、5月から搬入するって言ってたよね、それに間に合うようなかたちで議論したいよねと言ってた言葉は伝わっているは

ずなのに、5月30日になったと。先週、推進室と話をしたら、今日ぐらいから運び始めようかという話もしてますよと言うんですよね。それはちょっと紳士協定的におかしいよねという話をしたら、向こうの見解としては、もう地元説明会は終わっているのというようなことは聞いたんですよ。でも、地元説明会で説明したこと、僕たちも事前に説明を受けていた説明と、食い違いが起こっているから、僕たちはもう1回、話し合いをしようねと言ったのに、搬入が始まるっておかしなことだと思うんだわ。だから、委員会として文書でね、話し合いを持つまで搬入を止めてもらえませんかみたいなかたちで、文書で伝えることが必要なんじゃないかなと思うんですけど、どんなものでしょうか。

○事務局次長（成田真介君） 委員長。

○委員長（安藤辰行君） 次長。

○事務局次長（成田真介君） この日程なんですけども、委員会としては機構のスケジュールに合わせるということだったんですが、搬入より前に勉強会が開催されれば、それはそれで良かったんですけども、機構の都合に合わせてということで、機構の都合が搬入の日よりも遅くなってしまったと、いうふうな認識でございます。

○委員（三澤公雄君） それはいいんだ、まかせると言ったんだから。まかせるということは、そういった疑問を持っているというも理解したうえなんだから、勘違いとか、意味わかっているんだという意味で、事務局の同士やり取りではなくて、委員会から直接文書が届くということは、ある程度重いと思うので、それでも彼らは説得できているのかもしれないけど、疑問が疑問のまま残ような話し合いで終わったら、今、搬入しているものは何なんだという話になるわけだから、それくらいだったら搬入をちょっと待ってくれてたほうが、上手な話し合いができるのではないかなと思うんですよね。少なくとも文書で申し入れするということは、これまで、そこまでしなくてもということで事務局で日程、整理とかしてたんだけど、こっちの思いが十分伝わってなかったのかなと思って。

だってそうでしょ、説明と食い違ってるよねという疑問を挙げてたのに、もう説明会終わってますからといって、ものを運び入れるというのだったら、こっちの疑問伝わってないんじゃないかなって。こっちは紳士的に勉強会というかたちを取ろうとしているんだけどさ。一方で僕たちも、搬入が始まるということを知っているながら、5月30日まで手をこまねいて見てるといこともね。なにがしかのアクションをしておかなければいけないのではないんじゃないの。

○事務局次長（成田真介君） 正式な文書ということでいいますと、前にもどこかの場面で言ったことがあると思いますが、委員会の所管事務の調査ということで、町村の事務に限られるということですので、その他の場面での調査だとかということにはならないと思います。

○委員長（安藤辰行君） 事前の搬入を認めただけでの30日の勉強会ということになるのかな。

○事務局次長（成田真介君）　そういう流れが理想だったんですけども、3月にそういう話が出てから、約2ヶ月ということで、ちょっと今までより反応が遅いなどは思ったんですけども、結果的にあとになってしまったと。

○議長（千葉 隆君）　ひとつ。95%以上は三澤さんの言ってるのが、そうかなとは思っただけど、機構側で誤解が誤解だよと、申し入れたほうは疑問点があるから説明してほしいと。だからそれは疑問点ではなくて、違いますよというものがあるから、30日でもいいというか、先に搬入したほうがいいのか、あとで説明しても大丈夫だ、足りると思っているのかもしれないというのが何%かは残っているかもしれないんだよね。そこに対して文書で、委員長名で出すかという時に、委員長も大変だなという感じもしないわけではないというか。三澤さんの言うとおりの、あっちが、そのとおり、すみませんでしたみたいな、説明会が謝罪会見みたいになるのであれば、公文書出して、おかしいよというのはいいかなと思うけども、逆に違いますよというふうになったときに、委員長的にどうかなという部分もあるから、その辺も含めて。

○委員（三澤公雄君）　攻める内容ではなくて、私たちは、こういうふうに説明が食い違ってると思ってるんですけど、そのことに関してちゃんと理解されてないのかなという、注意喚起というか、議会が疑問を持っている中で搬入を始めてもいいんですかみたいなかたちで、こっちがだまって5月30日を迎えるのではなくて、今の時点で、なんでこの日程なのという疑問は届けるということが必要なんじゃないかなと思うんだけどな。

○議長（千葉 隆君）　事務局のほうで、要は説明受ける項目伝えてると思うんだよね。それクリアされているという認識で来てるとおもうんだ、あっちは。それクリアされていないのに先にやりましたなんていったら、大変じゃないのかなと思うんだけど。困るのはあっちなんだけどもね。だから30日に設定しておきながら、明日から搬入しますよという情報も出してくれたんでしょ。あっちが。90%は三澤さんの言ってることはそうかもわからないけども、何%かはその可能性もあるのではないかなという部分も、なきにしもあらずかな。そこまで機構も安易なのか、それともスケジュール的に、おそらく搬入している部分も、入札か随意契約かわからないけども、ある程度、搬入業者とか決めて、日程等、工期とかやっちゃってるから、できないというか。

○委員（関口正博君）　三澤さんの言い分はものすごくよくわかるんだけど、今、議長言うように、当然1日搬入する部分での金額は、どのくらいかわからないけど、相当な金額なんですよね。このスケジュールというのは、きっと綿密にされてるので、町としても了承していただいた視察とか、搬入の説明も終わってのうえでのスケジュールだと思うので、そこに対してどうのこうのというのは、なかなか難しいのかなというふうは、僕自身は考えますし、ニセコでもちょっと事件がありましたよね、安全検査の部分で。あそこで逆に感じたのは、ここの機構とどういう違いがあるのかわからないけど、しっかりやってる。悪いものは悪いて、工期遅れるのを承知で、そういう処置をしたっていう部分に関しては、またちょっとイメージ違

うのかなという、ちょっと不信感ある部分はないわけではなかったんだけど。ああいうことがあったから、なおさら八雲のほうだって、いろいろな部分でも資料的なものも提出を求められていただろうし、そういう意味ではこの5月30日という日程も致し方ないのかなというのは、正直は思いです。

ですから、これ受け入れて、5月30日にどういう協議ができるのか、しっかり我々も準備して、疑ってばかりかかったら、うまくいくものもうまくいかないということになるでしょうし、信じるところは信じてあげてという部分も、その代わり我々のことも信じてよという、そういうやり方も必要なのかなという気がしますけどね。そういう文書出すとかっていうのも、今回、控えさせてもらって、あくまでも5月30日に、ちゃんとした状態で協議を迎えるというのは、●●と思いますけど。いろいろな状況を考えてときに。

○委員長（安藤辰行君） 30日にそれを確認するという意味で、協議に向かうかたちでいいのかなと思います。他に。なければこの件はこれで終わります。

もうひとつ、常任委員会の視察についてですが、事務局。

○事務局次長（成田真介君） 常任委員会の視察調査についてですが、前回の委員会でワイナリーを視察するというふうに決定しましたので、おおまかな案がございますが、考えてみました。みなさんの希望があった富良野ワインを含め、規模の小さいワイナリーをいくつか見て回る行程となっております。ただ、まだ日程が決まっておられませんので、細かいところはこれから詰めていきますので、視察先ワイナリーについても変更等ある場合もございますけども、だいたいこのようなスケジュールで周りたいというふうに考えております。

それで日程についてなんですけど、できれば6月下旬に行けたらいいのかなと思っております。第3週か第4週、もしくは第2週、定例会の次の週の第2週ということも考えておりますけども、6月中に行ければと考えておりますので、日程のほうを決めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） はい、日程案なんですけども、いつがよろしいですかね。

○事務局次長（成田真介君） 参加人数によっては、バスのほうが予約が入っております。もし人数が少なければ、他の車でも空いているんですが、そこは人数次第かなというところもあります。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） ワイナリーのほうは大丈夫なの。

○事務局次長（成田真介君） ワイナリーのほうも、事前に聞いておまして、だいたいのところは大丈夫かと思えます。ただ日程が決まってからでないと、いろんな予約ができませんので、そこで多少、視察先ワイナリーが変わる可能性も出てきますので、まず日程を決めて、そこでいろいろ予約していきたいと考えております。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 29日、30日は車は空いてるの。

○事務局次長（成田真介君） 空いてます。

（何か言う声あり）

○委員長（安藤辰行君） 29、30 にしますか。

○議長（千葉 隆君） 決めてそれに合わせるしかない。

（何か言う声あり）

○事務局次長（成田真介君） とりあえず29、30で、後日また出欠のほうを伺いたいと思いますので、その日程で考えていきたいと思います。行先については、たとえば富良野まで行かなくていいとか、もっとワイナリー減らしたほうがいいとか、そういうような意見はありましたでしょうか。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 岩見沢でいいよ。

○委員（大久保健一君） 富良野まで行かなくていい。

（何か言う声あり）

○議長（千葉 隆君） 千歳行って、三笠か岩見沢、あと余市周れば。

（何か言う声あり）

○事務局次長（成田真介君） そのようなかたちで行程を考えたいと思います。

○委員長（安藤辰行君） 他に。なければこれで終わります。

[閉会 午後 2時42分]